

第6回丹波の森づくり推進検討委員会の意見のまとめ

I. 総則・定義・基本理念

名称

条例タイトル・名称の決定

- ・「人と自然と文化が調和した～継承する条例」など事務局から複数の提示を。
- ・「丹波篠山人」問題を回避するため、冒頭に丹波篠山市「における」を入れては。

前文/第3条

前文「農村」と理念「至高」削除

- ・前文末尾の「～農村を」から、「農村」表現を削除（代替表現「自然、歴史、文化」も検討）。
- ・前文中の「目指すべき至高の目標」から「至高」を削除。

第2条・定義

「丹波の森」定義整理と重複の解消

- ・「丹波の森」と「丹波の森づくり」の定義を分けて記述。
- ・「暮らしの喜び」→「喜びのある暮らし」。
- ・定義末尾の「創造的な取り組み」→「まちづくり」等にしては。
- ・定義と前文における同一記述の確認。

第3条・理念

理念（４）循環の具体化と執務表記

- ・アンダーユース課題や「健やかな循環」の意味をより具体化した文に。
- ・（５）における「一人ひとり」と「一人一人」の確認を。

II. 各主体の役割規定

第4条・市民

恐竜化石の一般化と「人材」表記

- ・資源から「恐竜化石」を削除。
- ・「人財」から「人材」としては。
- ・（３）について、「生業を大切にする」という趣旨の表現に。
- ・「関わる人々『と』互いに応援」の「と」の趣旨を確認。

第5条・事業者

ネイチャーポジティブの追加・整理

- ・損なわない配慮（規制）を超え、「自然の回復・再生（ネイチャーポジティブ）」の概念を追加した文案の確認と決定（第3号への追加が有力）。
- ・（２）と（３）の趣旨の確認。
- ・主語の有無、文末「こと」など他の主体との平仄合わせ。

第6条・関係人口

先人の営みと主語表現の平仄

- ・冒頭に「観光の前提として、先人の営みがあって現在残っていることを表す」前段文章追加。
- ・第1条目的（本市を訪れる人々や移住を志す人々）と第6条の「訪問する人々や心を寄せる人々」の整理。

III. 行政の役割・評価・全体横断

第7条・行政

学校園等への学習拡充と「環境」の代替

- ・「学校園や地域における学習において」へ修正。

第7条・評価

評価規定の設置位置と評価方法・指標

- ・推進状況を評価する規定を、行政の役割（第7条）で規定。
- ・定量・定性評価の方法（丹波の森協会連携アンケート、総合計画等での関連事業の振り返り）。

第8条・執務

ひらがな表記統一と「関係人口等」の集約

- ・「および」「とも」の表記確認・修正。
- ・（３）で「市民、事業者、関係人口」を「関係人口等」へ。

横断的事項

条例全体での表記ゆれ・表現の最終チェック

- ・条文ごとに表記がバラついている「自然、歴史、文化」「歴史、文化、風土」などの統一を（４～６条）。
- ・法制執務最終チェックへ向け、事務局主導による「趣旨を損なうことなく表現を変える可能性がある」ことを確認